

## 変更届について（病院、法人診療所）

平成 27 年 3 月 3 日改正

○様式等の記載にあたっては、別紙「記入要領」を参照下さい。

### 病院・診療所・助産所開設届出事項等変更届

◆変更後 10 日以内に届け出る必要があります。（変更日から起算）

◆下記事項に変更がある場合に届出が必要になります。

（医療法施行令第 4 条第 1 項関係）

①開設者の住所及び氏名

※法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地

②施設名称

③診療科目

④病院又は有床診療所については、病床数及び病床種別ごとの病床数並びに各病室の病床数（構造設備及び用途を変更せず、病室の病床数を減少する場合のみ）

⑤開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例

⑥（病院のみ）病院開設許可申請の際に、汚水を水質汚濁法に規定する公共用水域に排出する旨の書類を提出した場合、その書類の記載事項

（医療法施行令第 4 条の 2 第 2 項関係）

⑦管理者の住所及び氏名

【根拠法令】 医療法施行令第 4 条第 1 項（開設許可事項）

医療法施行令第 4 条の 2 第 2 項（開設後の届出事項）

【必要書類】 病院・診療所・助産所開設届出事項等変更届（第 21 号様式）

【添付書類】

①開設者の住所及び氏名

・変更後の開設者に係る登記簿謄本又は登記事項証明書及び定款、寄附行為又は条例の写し

③診療科目

・（麻酔科を新設する場合）医療法規則第 1 条の 10 第 2 項による標榜許可証の写し

※原本持参

④病床数及び病床種別ごとの病床数並びに各病室の病床数

・新旧の建物平面図

・変更した病室に係る変更後の各病室の概要

⑤定款、寄附行為又は条例

・変更後の開設者に係る定款、寄附行為又は条例の写し

⑥病院開設許可申請の際に、汚水を水質汚濁法に規定する公共用水域に排出する旨の書類を提出した場合、その書類の記載事項（病院のみ）

・変更後の汚水の排出先が下水道法に規定する公共下水道又は流域下水道であって、終末処理場を設置している場合、その旨を確認できる書類

【那覇市保健所】

⑦管理者の住所及び氏名

- 管理者の医師若しくは歯科医師免許証及び臨床研修終了登録証（平成 16 年 4 月 1 日以降に医師免許を取得した者、平成 18 年 3 月 31 日以降に歯科医師免許を取得した者のみ）の写し ※原本持参
- 管理者の履歴書